

伊勢原市観光街路灯電気料金補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大山を訪れる観光客の安全の確保を図るため、大山地区において地縁的に組織された町内会、同業者組合その他団体（以下「町内会等」という。）が設置した街路灯（以下「観光街路灯」という。）の維持管理に要する経費に対し、予算の範囲内において伊勢原市観光街路灯電気料金補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助の対象とする観光街路灯は、次に掲げるものとする。

- (1) 大山の参道等を明るくすることで、犯罪を防止し、及び観光客の通行の安全を向上させることに資すると認められる構造であること。
- (2) 町内会等において観光街路灯の電気料金を負担していること。
- (3) 適切な維持管理が常に行われていること。
- (4) 伊勢原市商店街街路灯電気料金補助金交付要綱（平成2年伊勢原市告示第22号第3条に定める補助の対象に該当しないこと。

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、町内会等が次条に定める申請をする年度において支払った観光街路灯の電気料金に2分の1以内で市長が定める割合を乗じて得た額に、観光街路灯1基につき900円以下で市長が定めた額を乗じて得た額を加えた額とする。

2 前項の規定により算出して得た額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする町内会等は、伊勢原市観光街路灯電気料金補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 観光街路灯の電気料金の領収書の写し又は支払を証する書類
- (2) 観光街路灯維持管理内訳書（第2号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の申請がされた場合で審査の結果、補助金を交付すべきものと決定したときは、伊勢原市観光街路灯電気料金補助金交付決定通知書（第3号様式）により当該申請をした町内会等へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第6条 前条の通知を受けた町内会等は、補助金の交付を受けようとする場合、伊勢原市観光街路灯電気料金補助金交付請求書（第4号様式）に伊勢原市観光街路灯電気料金補助金交付決定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(届出事項)

第7条 補助金の交付の決定を受けた町内会等は、町内会等の名称、代表者又は所在地に変更があったときは、書面をもってその旨を速やかに市長に届け出なければならない。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に提出されている伊勢原市補助金等の交付規則の一部を改正する規則（平成12年伊勢原市規則第32号）による改正前の規則（以下「旧規則」という。）に定める様式による交付申請書等は、この告示に規定する交付申請書等と見なす。

3 この告示の施行の際現に存する旧規則に定める様式による交付申請書等の用紙は、当分の間、必要な修正をした上で使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成24年11月26日告示第175号）

この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市観光街路灯電気料金補助金交付要綱の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成28年3月10日告示第26号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月30日告示第169号）

この告示は、公表の日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

年度伊勢原市観光街路灯電気料金補助金交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

所在地

名称及び代表者氏名

(電話番号：)

年度伊勢原市観光街路灯電気料金補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

交付申請金額	円
算出基礎	電気料金 円 × = 円 (補助率)
	修繕料 基 × 円 = 円
添付書類	<input type="checkbox"/> 観光街路灯電気料金の領収書の写し又は支払を証する書類 <input type="checkbox"/> 観光街路灯維持管理内訳書

第2号様式（第4条関係）

観光街路灯維持管理内訳書

年度において維持管理している観光街路灯の内訳は、次のとおりです。

地区名等	設置数	地区名等	設置数
	W 基		W 基
	-----		-----
	W 基		W 基
	-----		-----
	W 基		W 基
	W 基		W 基
	-----		-----
	W 基		W 基
	-----		-----
	W 基		W 基
	W 基		W 基
	-----		-----
	W 基		W 基
	-----		-----
	W 基		W 基

設置数計	W 基

	W 基

	W 基

合計	基

代表者

(電話番号 :

)

年度伊勢原市観光街路灯電気料金補助金交付決定通知書

所在地

名称及び代表者氏名

_____様

伊勢原市長



年 月 日付で申請のありました伊勢原市観光街路灯電気料金補助金については、伊勢原市補助金等の交付規則第6条の規定に基づいて、次のとおり決定しましたので通知します。

1 補助金交付決定額 円

2 交 付 条 件

(教示)

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、伊勢原市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります）、提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

(事務担当は、)

第4号様式（第6条関係）

年度伊勢原市観光街路灯電気料金補助金交付請求書

年 月 日

伊勢原市長 殿

所在地

名称及び代表者氏名

印

交付決定のありました伊勢原市観光街路灯電気料金補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて請求します。

1 交付決定通知額 円

2 請求額 円

3 添付書類

伊勢原市観光街路灯電気料金補助金交付決定通知書の写し